

【対策本部会議 資料】

本県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

1 農場の概要

農場の所在地：青森市大字四戸橋字磯部

飼養状況：あひる（フランス鴨）

約 16,500 羽（種用約 8,300 羽、肉用約 8,200 羽）

飼養棟数：9 棟、平飼い

2 経緯

(1) 通報

ア 日時：平成 28 年 11 月 28 日 午前 8 時 35 分

イ 内容：9 棟中 1 棟で、死亡家きんが増加

<死亡家きんの状況>

区分	11月25日	11月26日	11月27日	11月28日
6号棟	4	5	3	10

※ 11月28日は通報時点の羽数

(2) 現地調査（立入検査）

青森家畜保健衛生所が立入りし、インフルエンザウイルス簡易検査を実施した。

※検査羽数 10 羽（死亡家きん 5 羽、生きている家きん 5 羽）

※結果 9 羽陽性（死亡家きん 5 羽、生きている家きん 4 羽）

(3) 遺伝子検査（PCR 検査）

午後 9 時 30 分に青森家畜保健衛生所が簡易検査を行った 10 羽中 10 羽で陽性を確認し、その旨を国へ報告した。

(4) 午後 9 時 45 分、国が死亡状況、簡易検査及び遺伝子検査の結果から高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と判定したとの連絡があった。

3 防疫対応

(1)～(3)について速やかに対応する。

(1) 発生農場の措置

- ・家畜防疫員 2 名が農場の消毒を実施中
- ・県職員 234 人を動員し、直ちに殺処分を開始する予定
- ・今後、殺処分については 24 時間以内、埋却については 72 時間以内に実施する予定

(2) 周辺農場の防疫措置

ア 移動制限

発生農場を中心として半径 3 km以内の区域について、移動制限区域として設定し、家きん等の移動を禁止

イ 搬出制限

発生農場を中心として半径 10 km以内の区域（上記を除く）を搬出制限区域として設定し、家きん等の搬出を禁止（搬出制限区域内では家きん等の移動は可能）

＜参考＞移動制限、搬出制限区域内の家きん農場数及び飼養羽数

区域	農場数	飼養羽数
移動制限（3km 以内）	4	14,235 羽
搬出制限（10km 以内） 上記除く	3	395,850 羽

(3) 消毒ポイントの設定

発生農場周辺の感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径 3 km及び 10 km 地点付近に別紙のとおり 5か所に消毒ポイントを設置予定（このうち緊急消毒ポイント一か所設置済み）

(4) 調査・検査

県が国と協力して速やかに調査・検査を行う。

ア 疫学調査

発生農場における過去 21 日間の家きん、人及び車両の出入り等に関する情報を収集し、関連する家きんがいる場合には早急に調査を実施

イ 発生状況検査

24 時間以内に半径 3 km以内にある 100 羽以上を飼育する農場に立入り、臨床検査、ウイルス検査等を実施

4 情報提供

(1) 注意喚起

県民、生産者、市町村、関係団体等への情報提供、注意喚起を隨時実施。またホームページに発生情報、防疫対応を隨時掲載。

(2) 風評被害の防止

関係部局が、感染した鶏肉が市場に出回ることはない、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザに人が感染することは世界的にも報告されていないことを P R

(3) 相談窓口の設置

本庁及び出先課に相談窓口を設置

〔
・家畜・畜産物関係→県畜産課
・人の健康関係→県保健衛生課、各保健所
・野鳥関係→県自然保護課
〕

高病原性鳥インフルエンザが疑われる発生事例における対応について

1. 対応方針

- (1) 農場従事者の健康調査の実施
- (2) 防疫作業従事者の健康調査の実施
- (3) 農場従事者及び防疫作業従事者へのタミフルの予防投与
- (4) 農場従事者及び防疫作業従事者の健康観察の実施

◎東地方保健所および青森市保健所の役割

	農場従事者への対応	防疫作業従事者（県職員）への対応
青森市保健所	<p>① 積極的疫学調査の実施 ② タミフルの予防投与（※1） ③ 健康観察（10日間）</p>	<p>① 防疫作業従事後の健康調査 (今後15名が現地に待機予定) ② タミフルの予防投与（※1）</p>
県 (東地方保健所)	—（※2）	<p>① 防疫作業従事前の健康調査 (現時点で17名が現地に配置済) ② 健康観察（10日間）</p>

（※1）作業中に感染鳥類と直接接触し、その際に適切な防護具等を着用していなかった者の明示の同意が得られた場合については、タミフルの予防投与を行う。

タミフルについては、県庁に保管しているものを使用。（タミフルは現地に配置済み）

（※2）保健所の間で緊密に情報共有

2. その他

（1）相談窓口の設置

保健衛生課（017-734-9284）及び各保健所に既に設置されている相談窓口を周知する。

（2）感染が疑われる者に対する対応

青森県医師会及び都市医師会等の関係機関に対して、鳥インフルエンザの感染を疑う者を診察した場合は、速やかに保健所へ報告するように依頼する。